

発生段階別の主な対策

	未発生期	海外発生期	国内発生早期(都内未発生期)	都内発生早期	都内感染期	小康期
実施体制			●対策本部設置 (政府の緊急事態宣言前でも状況によって設置する) ※政府の緊急事態宣言後は必須		●事業継続計画の実施	廃止
情報提供	●国、都などの情報入手 ●庁内、関係機関との情報共有 ●発生後の相談窓口について検討	●国、都などの情報入手、情報提供 相談窓口の設置 ●発生状況、医療機関受診方法等の情報提供 ●症状がある場合の医療機関の受診方法の周知(新型インフルエンザ相談センターについて等)	相談窓口等による相談	●実施予定の対策について周知 発生状況、病原性、症例等の情報提供	受診方法変更の周知	相談窓口の縮小
感染拡大防止	●基礎知識、感染防止策について普及啓発	●入所、通所施設の感染予防策の準備 ●臨時休業等の対応(検討) 普及啓発と実践の呼びかけ ●発生地域へ旅行自粛の呼びかけ ●発生地域からの帰京者等へ注意の呼びかけ	●集会、催物等の中止や延期の検討を呼びかける 児童等をはじめ施設利用者の手洗い、うがい等の徹底及び健康管理の強化 徹底の呼びかけ	中止・延期の呼びかけ ●不要不急の外出自粛を呼びかける 強化徹底 患者が発生した場合は早期に臨時休業等を実施 徹底の呼びかけ強化 ●徒歩、自転車による移動の推奨	呼びかけ強化 呼びかけ強化 ●緊急事態宣言下で、特措法に基づき都が外出自粛要請、施設の使用制限の要請等の措置を講じた場合は、都に協力 ●事業者へ発熱のある者は出勤させない等の措置をとり施設内感染予防策を強化徹底するよう呼びかける 呼びかけ強化	第二波に備え継続した呼びかけ
予防接種	●新型インフルエンザ等対策に従事する市職員に対する特定接種の実施体制を構築 ●住民接種の接種体制(医療従事者、接種場所、接種に要する器具、市民への周知等)について調布市医師会をはじめ関係機関と協議を行い、円滑な接種体制を構築 ●特定接種について、国が実施する登録事業者の登録業務について必要に応じ協力 登録事業者又は登録事業者が属する事業者団体が集団的接種体制の構築が困難な場合は、必要に応じ協力	特定接種の実施	接種が完了するまで継続 具体的準備	ワクチン供給が始まり次第、住民接種実施 <緊急事態宣言下でない場合> 新臨時接種 <緊急事態宣言下> 特措法第46条で規定する予防接種法第6条第1項に基づく臨時の予防接種		流行の第二波に備え未接種者への接種を勧奨
市民生活及び経済活動の安定の確保	●指定公共機関、指定地方公共機関が作成する業務計画の把握(特措法第9条) ●生産、物流等の停滞により、市民生活に支障が生じた際の食料品等の確保、配布等の方法について検討 ●食料品・生活必需品の備蓄について市民に呼びかける ●独居高齢者、障害者等の要援護者への生活支援(見回り、介護、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等について検討 ●一時的に遺体を安置できる施設等について検討し、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する	準備 ●食料品・生活必需品の価格高騰や買占め及び売惜しみが生じないよう、消費者や事業者の動向を把握し、必要に応じて適切な行動を呼びかける 準備 準備		●事業活動に支障が生じた中小企業に対する資金計画や経営の相談体制を確保 最終点検と必要に応じた支援	ライフライン、公共交通機関等に対し事業継続を要請 配布等の実施 相談対応 ●墓地、埋葬等に関する法律のの特例への対応 関係団体の協力を得ながら支援 ●介護支援事業者、障害福祉サービス事業者等に対し事業継続を要請 → 臨時遺体安置所の設置 ●近隣市、事業者等と連携し域内における火葬が適切に実施できるよう調整 ●休日診療及び休日夜間急患診療の維持に努める ●診療体制について調布市医師会及び都と連携し調整を図る ごみ収集業務の継続、ふじみ衛生組合にごみ処理業務の継続要請 ●ごみの排出抑制について協力依頼	●平常時の生活へ回復を呼びかける ●第二波に備え、食料品・生活必需品の備蓄について市民に呼びかける